

建設技第 3483 号
令和 8 年 3 月 31 日

佐賀県建設工事入札参加資格業者 様

佐賀県県土整備部長

県発注における工事費内訳書の様式変更
及び入札無効の取扱いについて（周知）

令和 6 年 6 月 14 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、令和 7 年 12 月 12 日施行以降、建設業者は入札時に提出する入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費（以下「材料費等」という。）の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第 12 条）。

近日中に、県発注における工事費内訳書を材料費等^{※1}が明示できる仕様に様式変更する予定ですが、様式変更以降の電子入札及び紙入札については、下記のとおり、取扱いますので、適切にご対応ください。

※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費

記

1. 工事費内訳書の様式変更の内容

工事費内訳書に以下の欄を設ける。

- ✓ 直接工事費計のうち材料費及び労務費
- ✓ 現場管理費計のうち法定福利費の事業主負担額及び建退共制度の掛金
- ✓ 工事原価のうち安全衛生経費

2. 様式変更の適用時期

令和 8 年 4 月 30 日以降に公告するものから適用

3. 令和8年4月30日から7月29日までに公告するものの入札の取扱い（暫定措置）

工事費内訳書に材料費等の記載がない場合でも、「無効」としない。

4. 令和8年7月30日以降に公告するものの入札の取扱い

提出された工事費内訳書において、次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ・ 材料費等記載すべき項目の金額欄に数字等の記載がないものを提出した者
- ・ 様式間違い等により記載すべき項目の欄がないものを提出した者

その他、工事費内訳書に疑義があるときは、当該工事費内訳書を提出した者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とすることがある。

ただし、材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費については、すべてを計上できない場合は「計上不可」、一部のみ計上できない場合は計上可能な分のみ記載し「一部計上」と記載されたものを提出した場合は、当面の間、無効^{※2}としない。

上記の取扱いは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限る。

※2 法定福利費は従前より見積の明示を求めているため取扱いの対象外

(担当)

建設・技術課 入札・契約担当

電話：0952-25-7102